

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 6 年度）

住 所 神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 2 番 1 号

事業者名 神戸市交通局

代表者名（役職名及び氏名） 神戸市交通事業管理者 城南?

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象車両なし (全車両適合済)	新車購入時には、引き続き公共交通移動等円滑化基準に適合した車両を導入する。	実施済

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動に制約のあるお客様へのハード面、ソフト面における対策	- すべての市バス車両にバリアフリー用の設備（車いす利用者の乗降介助用スロープ）を設置する。 - 聴覚に障がいのお客様と意思疎通を図るための設備（筆記用具）を備える。 - 車いすスペースを1以上確保するとともに、車いす固定用装置を設ける。 - 運行情報を文字等により表示する設備を設ける（車内停留所名表示器）。 - 車内優先座席を表示する。 - バリアフリー用の設備（乗降用のスロープ板）により、車いす利用のお客様の乗降介助を行う。 - 聴覚に障がいのあるお客様の求めに応じ、筆記用具を使用する。 - 車いす固定位置の座席を他のお客様がご利用の際、運転士はお声かけを行い、車いす利用のお客様のスペースを設ける。 - 停留所に視覚に障がいのあるお客様（白杖をお持ちのお客様）を認めた運転士は、車外マイクを活用して市バスの系統や行き先を案内するとともに、乗車の意思を確認する）。 - 自動案内放送により停留所の案内を行う。 - バスの発車時、停車時などの際、必要に応じて乗務員が車内、車外放送を活用してお客様に案内を行っている。	実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
点字ブロック 新設及び改修 など	・ 未設置バス停への新設、およびノンステップ・ワンステップバス導入に伴う乗り口の中扉化に合わせ、点字ブロックを令和3年度に5か所移設する。 ・ バス停着車時、できる限り歩道に近づけて着車できるよう、バス停周辺の違法駐車、迷惑駐車について、警察への取締り強化の要請や関係機関と連携した啓発活動に取り組む。 今後も運転士に対し、乗降のお客様に配慮した着車に努め、状況に応じてニーリング操作を行うように指導を行う。	実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス時刻表及びホームページにおける提供	バス時刻表及びホームページにおける提供	実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の知識及び意識の向上	・ 令和2年度以降、新規採用者に対し、車いすの利用や様々な障がい疑似体験できる装具を装着してバスに乗降する研修を実施している。 ・ 「接遇マナー応対マニュアル」を整備。本書により移動に制約のあるお客様（ご高齢のお客様、肢体が不自由なお客様／車いす利用のお客様、）ベビーカー利用のお客様、視覚に障がいのあるお客様、聴覚に障がいのあるお客様、ほじょ犬を同伴されているお客様、発達障がい・知的障がい・精神障がいのお客様、内部障がいのお客様など）の特性や対応について、職員研修を実施する。 ・ ハード面におけるバリアフリーの整備は進んでいるが、ソフト面（身体などに障がいのあるお客様への理解）を推進するため、「心のバリアフリー」をテーマに職員教育を実施している。	実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客様への広報・啓発活動	- 福祉局と連携し、市バス車内にポスターの掲出や、車内自動放送、車内停留所名表示器（料金表）のデジタルサインエージを活用して、お客様に次の広報・啓発活動を行う。 - 座席の譲り合い。 - 座席の利用についてお願い - ヘルプマーク（お客様の援助や配慮を必要としていることが外見では分からないお客様／内部障がいや妊娠初期のお客様など）が周囲のお客様に配慮を必要なことを知らせる）の広報と啓発。 - ベビーカー利用のお客様への配慮と理解	実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

・ホームページで公表

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(R 7 年 3 月 31 日 現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトをた 備えた もの
前年度車 両数	492	492	462	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	22	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	52	52	44	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	462	462	440	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が 1000 万人以上である。	○
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が 100 万人以上 1000 万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50 % 以上所有しているか、又は自社に対し 50 % 以上出資している中小企業者である。	

(第 6 号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち 2 及び 3 に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第 37 条第 2 項第 2 号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 43 条第 1 項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち 5 に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. III については、該当する場合には右の欄に ○ 印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。